

鳥取県海区漁業調整委員会告示第2号

鳥取県海面におけるひきなわ釣漁業（ヒラメの採捕を目的とするものに限る。以下同じ。）の操業について、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

平成23年5月24日

鳥取海区漁業調整委員会会長 田 口 勝 蔵

ひきなわ釣漁業については、この指示の有効期間中毎年6月1日から8月31日までの間は、海岸線上における鳥取市福部町と同市浜坂との境界点から正北の線（世界測地系 経度 東経134度13.80分）と海岸線上における東伯郡北栄町と同郡琴浦町との境界点から正北の線（世界測地系 経度 東経133度43.15分）の間の海岸線から1,500メートル以内の海域において操業してはならない。

なお、この指示の有効期間は、平成23年6月1日から平成26年5月31日までとする。